

【魏紀五】 起旃蒙單閼，盡強圉大荒落，凡三年。

■魏、蜀、吳、▲公孫氏燕統国訳漢文大成．經子史部 第 4 卷 304p

烈祖明皇帝中之下青龍三年（乙卯，235年）

■春，正月，戊子（24-16+1=9日），大將軍の司馬懿を以て太尉と為す。

■丁巳（53-16+1=38日？、二月なら8日），皇太后の郭氏は歿す。帝は數々甄後の死狀（65卷文帝黃初二年、曹丕が袁氏より奪い、曹植との仲を疑われて自決したとも言われる）を太后に問い、是に由りて太后は憂を以て歿す。

蜀 [楊儀の失脚と自殺] 漢の楊儀は既に魏延を殺し（前卷前年234年），自ら以為えらく、「大功有り，宜しく諸葛亮に代わりて政を乗るべし」

と。而るに亮の平生の密指は，儀が狷狹（狷介狹小）なるを以て，意は蔣琬に在り。儀は成都に至り，中軍師に拜せられ，統領する所無く，從容として而して已む。初め，儀は昭烈帝（劉備）に事えて尚書為り，琬は時に尚書郎為り。後に俱に丞相の參軍、長史と為ると雖も，儀は毎に行に従い，其の勞劇に當たる。自ら謂えらく年宦は琬に先んじ，才能は之を逾えと，是に於いて怨憤は聲色に形となり（4-305p），歎吒（嘆息叱怒）之音は五内（五臟）より發し，時の人は其の言語の節ならざるを畏れ，敢えて従う莫き也。惟だ後軍師の費禕は往きて之を慰省し，儀は禕に對して恨望し，前後云々と。又た禕に語りて曰く、

「往者に丞相亡沒する之際に，吾が若し軍を擧げて以て魏氏に就けば，世に處するは寧んぞ當に落度（落魄、失意）すること此くの如し邪！人をして追悔せ令め，復た及ぶ可からず！」

禕は密かに其の言を表す。漢主は儀を廢して民と為し，漢嘉郡（元漢の青衣県に蜀は郡を置く、四川省建昌道雅安県の北、現・雅安市雨城区）に徙す。儀は徙所に至り，復た上書して誹謗す。辭指は激切なり。遂に郡に下して儀を收めしめ，儀は自殺す。

■三月，庚寅（26-15+1=12日），文德皇后（郭氏）を葬す。

蜀 [蜀は蔣琬・費禕体制へ] 夏，四月，漢主は蔣琬を以て大將軍と為し、尚書事を録さしむ。費禕は琬に代わりて尚書令と為る。

【魏の皇帝は数々の諫言を容認】

■ [皇帝の造作過多] 帝は土功を好み，既に許昌宮（前卷太和六年にあり）を作り，又た洛陽宮（諸葛亮死してより大いに宮室を起す、魏の緊張感が薄れた象徴）を治め，昭陽太極殿を起し，總章觀を築く，高さは十餘丈。力役は已まず，農桑は業を失う。司空の陳群は上疏して曰く、

「昔禹は唐、虞之盛んなるを承けても，猶ほ宮室を卑しくし而して衣服を惡しくす。況んや今は喪亂之後なり，人民は至って少く，漢の文（文帝）、景（景帝）之時に比べれば，（統には、漢の）一大郡に過ぎず。加えて邊境に事有りて，將士は勞苦し，若し水旱之患有れば，國家之深憂也。昔劉備は成都より白水に至るまで，多く傳捨（統は舍）を作り（劉備は成都に鎮するや、魏延を漢中に置き、殿舎を起し成都より白水まで四百餘区），人役を興費す，太祖は其の民を疲らすを知る也。今中國の勞力は，亦た吳、蜀之願う所なり。此れ安危之機也，惟だ陛下は之を慮るべし！」

帝は答えて曰く、

「王業、宮室は、亦た宜しく並び立つべし。賊を滅ぼす之後、但だ當に守禦を罷むべき耳、豈に復た役を興こす可けん邪！是れ固^{まこと}に君之職、蕭何之大略（蕭何が未央宮を治す例）也。」

群は曰く、

「昔漢祖は惟だ項羽と天下を争う、羽は已に滅び、宮室は焼焚し、是を以て蕭何^(11 卷高帝七年)は武庫、太倉を建て、皆な是れ急を要す、然れども高祖は猶ほ其の壯麗を非とする。今二虜は未だ平らがず、誠に宜しく古と同じくするべからざる也。夫れ人之欲する所、辭^(口実)の有らざるは莫し、況んや乃ち天王は、之に敢えて違ふは莫し。前に武庫を壊さんと欲し^(これ皆帝が諫を拒む実事を指す)、壊さざる可からずと謂いし也。後に之を置かんと欲し、置かざる可からずと謂う也。若し必ず之を作れば、固より臣下の辭言の屈する所に非ず。若し少しく神を留め、卓然として意を回らさん、亦た臣下之及ぶ所に非ざる也。漢の明帝は德陽殿を起こさんと欲し、鐘離は意諫め、即ち其の言を用い、後に乃ち復た之を作る。殿の成るや、群臣に謂って曰く、『鐘離尚書が在れば、此の殿を成すを得ざる也。』夫れ王者は豈に一臣^(続は一人)を憚らんや！蓋し百姓の為也。(4-306p) 今臣は曾^{すなわ}ち少しも聖徳を凝^{とど}む^(定める、停める、帝がその言を聴かない)能わず、意に及ばざること遠し矣。」

帝は乃ち之が為に少しく減省する有り。

■〔帝の後宮の盛ん〕帝は内寵^{ふけ}に耽り、婦官の秩石は百官之數に擬し、貴人より以下掖庭の灑掃に至る者まで、凡そ數千人、女子の書を知り付信^(付託信頼)す可き者六人を選び、以て女尚書と為し、省外の奏事を典り、處當^(奏する所の事、上意に合わざるあればその當を区慮してこれを下す)畫可^(その奏する所のままに従う)せ使む。廷尉の高柔は上疏して曰く、

「昔漢文は十家之資を惜しみ、小台之娛しみを營まず。^(霍)去病は匈奴之害を慮^(続による、臣×)りて、第を治める之事^{いとま}違^{いとま}あらず。況んや今損する所の者は惟だ百金之費えに非ず、憂うる所の者は徒に北歟之患いに非ず乎！粗ぼ見に營立する所を成し以て朝宴之儀に充つ可し、訖^おわれば作者を罷め、農^(続による、養?)に就くを得使め、二方平定すれば、復た徐ろに興こす可し。《周禮》に天子は后妃以下百二十人^(皇后を立て、三夫人九賓 27 世婦 81 御妻あり、これを 120 人とす)、嬪嬙^(宮中の女官)之儀は、既に已に盛んなり矣。竊に聞く後庭之數は、或は復た之に過ぐと、聖嗣^{きん}の昌んならざるは、殆んど能く此の由なり。臣愚は以為えらく妙しく淑媛^(善良なる美女)を簡^{えら}び以て内官之數に備え、其の餘は盡く遣りて家に還し、且つ精を育て神を養い、專靜なるを以て寶と為す可し。此くの如く、則ち^{しゅうし}《蠡斯》^(ギリギリス、詩の篇名、后妃の子孫衆多いをいう)之征^(続は徵)庶いて而して致す可からん矣。」

帝は報じて曰く、

「卿は輒ち昌言^(続は克つを加える)す、他復た以て聞せよ。」

是の時獵法は嚴峻なり、禁地の鹿を殺す者は身は死し、財産は官に没し、能く覺告する者有れば、厚く賞賜を加える。

■〔獵禁で鹿害甚だし〕柔は復た上疏して曰く、

「中間以來、百姓は衆役を供給し、親ら田する者は既に減ず。加えて頃^{このごろ}復た獵禁有り、群鹿は犯暴し、生苗を殘食し、處處に害を為し、傷う所^{はか}貸られず、民は障離^(続は障防)すと雖も、力は御ぐ能わず。滎陽の左右の如きに至りては、周は數百里、歳ごとに略ぼ收めず。方今天下の生生^(続は財を生む)する者は甚だ少なく、而して麋鹿之損する者は甚だ多く、卒^{にわか}に兵戎之役、凶年之災い有れば、將に以て之を待つ無からんとす。惟だ陛下は民間を寛放し、鹿を捕えるを得使め、遂に其の禁を除けば、則ち衆庶永く濟り、悦

豫（喜悅，愉快）せざるは莫し矣。」

■ 〔孟津望見の台觀建設中止〕 帝は又た北芒を平らかにし、其の上に於いて台觀を作ら令め、孟津を望見せんと欲す。衛尉の辛毘は諫めて曰く、

「天地之性は、高きは高く下きは下し。今而して之に反し、既に其の理に非ず。加えて以て人功を損費し、民は役に堪えず。且つ若し九河が盈溢し、洪水は害を為して、而して丘陵は皆な夷ぎ、將に何を以てか之を御がん！」

帝は乃ち止む。

■ 〔帝は楊阜の上疏に感じる〕 少府の楊阜は上疏して曰く、

「陛下は武皇帝の開拓之大業を奉じ、文皇帝の克終（武帝の志を受けて禪讓を受けること）之元緒（元始の絲端）を守り、誠に宜しく往古の聖賢之善治に齊しからんと思ひ、季世（終局の世、末世）の放蕩之惡政を總觀すべし。曩に桓（桓帝）、靈（靈帝）をして高祖之法度、文（文帝）、景（景帝）之恭儉を廢せざら使めば、太祖は神武有りと雖も、何の所に於いてか施さん、而して陛下は何に由りてか斯の尊に處らん哉！今吳、蜀は未だ定まらず、軍旅（続による、定旅×）は外に在り、諸々の繕治する所、（4-307p）惟だ陛下は務めて約節（簡約節儉）に従うべし。」

帝は優詔して之に答える。阜は復た上疏して曰く、

「堯は茅茨（堯が屋根を葺く茅の先を揃えて切らざるをいう）を尚び而して萬國は其の居に安んじ、禹は宮室を卑しくし而して天下は其の業を楽しむ。殷、周に至るに及びて、或は堂の崇さ三尺、度は九筵を以てす耳（周官考工記に曰く、殷人の重屋は堂の脩さ七尋、崇さ三尺、周人の明堂の度は九尺の筵、東西九筵、南北七筵、堂の崇さ一筵、五室凡そ室ごとに二筵）。桀は璇室（玉飾の宮室）・象廊（象牙裝飾の廊殿）を作り、紂は傾宮（巨大な宮殿、瑤台ともいう）・鹿台（妲己の歡心をえるために建築したとされ、鹿台から周囲の國々を監視）を為り、以て其の社稷を喪う。楚靈（楚の靈王、BC549-529）は章華（章華台、楚王の台榭は空しく山丘）を築くを以てし而して身は禍いを受けたり。秦の始皇は阿房を作り、二世に而して滅ぶ。夫れ萬民之力を度らず、以て耳目之欲に従えば、未だ亡びざる者有らざる也。陛下は當に堯、舜、禹、湯、文、武を以て法則と為し、夏の桀、殷の紂、楚の靈、秦の皇を深誠と為し、而して乃ち自ら暇ありとし自ら逸し、惟だ宮台を是れ飾る、必ず顛覆危亡之禍い有らん矣。君は元首と作し、臣は股肱と為し、存亡は一體、得失は之を同じくす。臣は驚怯なりと雖も、敢えて爭臣（諫臣）之義を忘れんや！言は切に至らざれば、以て陛下を感寤するに足らず。陛下は臣の言を察せざれば、恐らくは皇祖、烈考之祚は地に墜つ。臣をして身死して萬一を補う有ら使めば、則ち死する之日猶ほ生きる之年のごとき也。謹んで棺を叩（近づく）きて沐浴し、伏して重誅を俟つ！」

奏は御め、帝は其の忠言に感じ、手ずから詔答を筆す。帝は嘗て衣冒（続は帽）を著、縹綾（青白色の紋帛）の半袖を被る。阜は帝に問いて曰く、

「此れ禮に於いて何の法服ぞ也？」

帝は默然として答えず。是より法服せざれば以て阜を見ず。阜は又た上疏して宮人、諸々の幸せられざる者を省かんと欲す、乃ち御府の吏を召して後宮の人數を問わしむ。吏は舊令を守り、對えて曰く、

「禁密なり、宣しく露するを得ず！」

阜は怒り、吏を杖すること一百、之を數めて曰く、

「國家は九卿と與に密を為さず、反って小吏と與に密を為す乎！」

帝は愈々之を嚴に憚る。

■ 〔蔣濟は討賊に専心を上疏〕 散騎常侍の蔣濟は上疏して曰く、

「昔句踐は胎を養いて以て用を待ち、昭王は病いを恤^{あわれ}みて以て仇を雪ぎ（燕の昭王は齊に破れた後、死を弔し疾を問い、以て齊に報い先王の恥を雪がんと欲す）、故に能く弱き燕を以て強き齊を服し、嬴^{よわ}い越^{つよ}は勁い呉を滅す。今二敵（呉蜀）は強盛にして、身に当たりて除かざれば、百世之責め也。陛下の聖明、神武之略を以て、其の緩なる者を捨て、討賊に専心すれば、臣は以為うに難きこと無からん矣。」

■ 〔王基の上疏〕 中書侍郎の東萊の王基は上疏して曰く、

「臣は聞く古人は水を以て民に喩えて曰く、『水は以て舟を載せる所、亦た以て舟を覆す所なり。（家語に孔子の言を載す）』顔淵は曰く、『東野子之御するは、馬力盡きて矣、而して進むを求めて已まず、殆んど將に敗れんとす矣。』（荀子に、魯の定公は顔淵に問いて曰く、東野子は善く御するかと。顔淵曰く、善きことは則ち善し、然りと雖も其の馬將に失われんとすと。定公曰く、何を以てかかこれを知ると。顔淵曰く、臣は政を以てこれを知る、昔舜は民を使うに巧なり、造父は馬を使うに巧なり、舜は其の民の力を窮めず、造父は其の馬の力を窮めず、是れ舜は民を失う無く、造父は馬を失う無きなり。今東野畢の御するは、車に上り、轡を執り、御體正しく、步驟馳騁し、朝禮畢わり、險を歴遠きを致し、馬力盡く、然るに猶わ進まんことを求めて、已まず、是を以てこれを知るなりと）今事役勞苦し、男女は離曠す、（4-308p）願わくは陛下は深く東野之敝を察し、意を舟水之喩えに留め、奔駟を未だ盡きざるに息^{やす}め、力役を未だ困ぜざるに節せよ。昔漢は天下を有ち、孝文の時に至り唯だ同姓諸侯のみ有り、而るに賈誼（14 卷漢の文帝六年にあり）は之を憂いて曰く、『火を積薪之下に置き而して其の上に寝る、因りて之を安しと謂う。』今寇賊は未だ殄えず、猛將は兵を擁し、之を檢するは則ち以て敵に應ずる無く、之れ久しく則ち難は以て後に遺り、盛明之世に当たりて、務めて以て患いを除かず、若し子孫競（強き）わざれば、社稷之憂い也。賈誼をして復た起こら使めば、必ず曩時よりも深切なり矣。」

帝は皆な聽かず。

■ 〔衛臻の諫言〕 殿中監（宮室を營造するを以て殿中を作るを監する）は役を督し、^{ほしいまま}擅に蘭台の令史（御史台に属す、漢では御史を蘭台という）を収め、右僕射の衛臻は之を奏案す。詔して曰く、

「殿捨の成らざるは、吾が心を留める所なり、卿は之を推（考鞠する、吟味する）するは、何ぞ也？」

臻は曰く、

「古制に官を侵す之法（官職の権限を越えるを禁じる法）は、其の事を勤めるを惡むに非ざる也、誠に益する所の者小なきにして、墮^{やぶ}る所の者大なるを以て也。臣は毎に校事（魏武は国を建てるや校事を置き群下を察せしむ）を察するに、類は皆な此くの如し、若し又た之を縱せば、懼らくは群司は將に遂に職を越えて、以て陵夷するに至らん矣。」

■ 〔帝は数々の諫言に優容とす〕 尚書の涿郡の孫禮は固く役を罷めるを請い、帝は詔して曰く、

「^{つつし}欽んで讜言を納れる。」

促して遣りて民を作せしむ。監作者は復た奏す、

「留めること一月ならば、成訖（殿舎を成し以て事を訖る）する所有らん。」

禮は^{ただ}徑ちに作所に至り、復た重ねて奏せず、詔と稱して民を罷め、帝は其の意を奇として而して責めず。帝は盡く群臣の直諫之言を用いる能わずと雖も、然るに皆な之を優容す。

■ 〔崇華殿の火災消失の原因〕 秋，七月，洛陽の崇華殿は災す。帝は侍中で領太史令（大常に属す）の泰山の高堂隆に問いて曰く、

「此れ何の咎なる也？禮に於いて寧ろ祈禳之義有る乎？」

對えて曰く、

「《易・傳》は曰く、『上は儉ならず、下は節ならざれば、^{げっひ}孽火（妖火）は其の室を焼く。』又た曰く、『君其の台を高くすれば、天火は災を為す。』此れ人君は宮室を飾るを務め、百姓の空竭を知らず、故に天は之に應じるに早を以てし、火は高殿より起こる也。」

詔して隆に問う、

「吾は聞く漢の武帝之時（21 卷漢武帝太初元年にあり）に柏梁に災あり、而して大いに宮殿を起こし以て之を厭すと、其の義は雲何？」

對えて曰く、

「夷越之巫為す所、聖賢之明訓に非ざる也。《五行志》に曰く、『柏梁（漢武帝の築く台）災あり、其の後、江充の巫蠱事（衛太子の事）有り。』《志》之言の如くならば、越巫（越のシャーマン）・建章厭する所無き也。今（続による。令?）宜しく民役を罷散し。宮室之制は、務めて約節に従い、（4-309p）災ある所之處を清掃し、敢えて此に於いて立作する所有り、則ち^{そうほう}蕙蒲（瑞草の名、堯の時庖厨に生じ、暑を扇ぎて涼しという）・嘉禾（穂がたくさんついた優良な穀類）必ず此の地に生ぜん。若し乃ち民之力を疲らせ、民之財を竭せば、符瑞を致して而して遠人を懷ける所以に非ざる也。」

■八月，庚午（6+60-43+1=2 4 日），皇子の芳を立てて齊王と為し，詢を秦王と為す。帝は子無く，二王を養いて子と為し，宮省の事は秘して，其の由りて來たる所を知る者有る莫し。或は云わく、

「芳は，任城王の楷（任城王彰の子）之子也。」

■丁巳（53-43+1=1 1 日、曆逆戻り?），帝は洛陽に還る。

■[九龍殿と鵲の巢] 詔して復た崇華殿を立て，更に名づけて九龍と曰う。穀水を通引して九龍殿の前を過ぎしめ，玉井綺欄を為り，蟾蜍は含み受け，神龍吐き出す。博士の扶風の馬鈞をして司南車（指南車），水轉百戲（水で動く仕掛け木偶）を作ら使む。陵霄闕は始めて構え，鵲は其の上に巢くう有り，帝は以て高堂隆に問い，對えて曰く、

「《詩》（詩經召南の鵲巢の篇の辭、巢を作るのが上手い鵲のあとに、下手な鳩が棲むの意。宮室美麗でも徳を治めなければ他姓に奪われ身を置く所無し）曰く、『惟だ鵲の巢有り，惟だ鳩之に居る。』今宮室を興し，陵霄闕を起こし，而して鵲は之に巢くう，此れ宮の未だ成らずして身は居るを得ざる之象也。大意は曰うが若し、『宮室未だ成らずして，將に他姓有りて之を制御せんとす』。斯れ乃ち上天之戒め也。夫れ天道は親無し，惟だ善人と與にす，太戊、武丁は災を^み睹て^{しやうく}悚懼す（殷の王太戊は桑穀朝に生じ、武丁は飛雉鼎に雊き、皆能く戒め懼れ、災を転じて福と為す），故に天之に福を降せ。今若し百役を休罷（続は罷休）し，徳政を増崇すれば，則ち三王は四にす可く（陛下は三王の列に入りて四王と称せられるべく），五帝は六にす可く，豈に惟だ商宗（殷の太戊・武丁）の禍いを轉じて福と為し而して已む哉！」

帝は之が為に容を動かす。帝の性は嚴急にして，其の宮室を修めるを督して稽限（期日迄に完成しないこと）する者有れば，帝は親ら召して問い，言は猶ほ口在るに，身首は已に分かれる。散騎常侍の領秘書監の王肅は上疏して曰く、

「今宮室は未だ^な就らず，見作者（現に従事する者）は三四萬人なり。九龍は以て聖體を安んず可く，其の内は以て六宮に列するに足る。惟れ泰極（大極殿）已前は，功夫尚ほ大なり。願わくは陛下は常に食稟（魏志王肅傳には食廩）する之士を取り，急要なる者之用に非ざれば，其の丁壯を選び，擇びて萬人を留め，一期（一年）をして而して之を更ら^{かわ}使めよ。咸な息代（休息更代）の日有るを知れば，則ち悦びて以て事に即かざるは莫く，勞し而して怨まず矣。計るに一歳にして三百六十萬夫有り，亦た少なしと為さず。當に一歳に成る者は，且に三年となるを聽し，其の餘を分遣して，皆な農に即か使むべし，無窮之計也。夫れ信之民に於け

るは、國家の大寶也。前に車駕は當に洛陽に幸し、民を發して營を為し、(4-310p) 有司は命じるに營成り而して罷めるを以てす。既に成れば、又た其の功力を利とし、時を以て遣らず。有司は徒らに目前之利を營み、經國之體を顧みず。臣愚は以為えらく今より已後、儻し復た民を使えば、宜しく其の令を明らかにして、必ず期の如くせ使め、次(別の工事)を以て事有れば、寧ろ更に(別の民を)發せ使めば、或いは信を失う無し(連続して同じ民を使役するなどの意味)。凡そ**陛下**の臨時之行う所の刑は、皆な罪有る之吏にして、宜しく死すべき之人也。然るに衆庶は知らず、謂うに、倉卒為りとす。故に願わくは**陛下**は之を吏に下せ、而して其の罪を暴き(続には欠如)、其の死に釣りあう也、宮掖を汚さ使め而して遠近の疑う所と為る無し。且つ人命は至って重く、生かすは難く殺すは易し、氣絶えれば續かざる者也、是を以て聖賢は之を重しとす。昔漢の**文帝**(14 卷漢文帝三年にあり)は蹕を犯す者を殺さんと欲し、廷尉の**張釋之**は曰く、『方に其の時、上は之を誅せ使めば則ち已む、今廷尉に下し、廷尉は、天下之平にして、傾く可からざる也。』臣は以為うに大いに其の義を失い、忠臣の宜しく陳べる所に非ざる也。廷尉者、**天子**之吏也、猶ほ以て平を失う可からず、而るに**天子**之身は反りて以て惑謬す可き乎！斯れ己が為に重くし而して君が為に輕し、不忠之甚だしき也、察せざる可からず！」

■ **[恭王の亮の遺言]** 中山の恭王の**亮**は疾病し、官屬に令して曰く、

「男子は婦人之手に死せず(禮記喪大記の言)、亟かに時を以て東堂を營むべし。」

堂成りて、疾めるを興して往きて之に居る。又た世子に令して曰く、

「汝は幼くして**人君**と為り、樂を知りて苦を知らず、必ず將に驕奢を以て失を為さんとする者也。兄弟に不良之行有れば、當に膝に造りて之を諫め、之を諫めて従わざれば、流涕して之を諭し、之を諭して改めざれば、乃ち其の母に白し、猶ほ改めざれば、當に以て奏聞し、並せて國土を辭すべし。與に其の寵を守り禍いに罹らんよりは、貧賤にして身を全くするに若かざる也。此れ亦た大罪惡と謂う耳、其の微過細故は、當に之を掩覆すべし。」

冬、十月、己酉(45-42+1=4 日)、**褒**は卒す。

■ **十一月**、丁酉(33-11+1=2 3 日)、**帝**は行きて許昌に如く。

■ **[軻比能殺害で鮮卑離散]** 是の歲、幽州刺史の**王雄**は勇士の**韓龍**をして鮮卑の**軻比能**を刺殺せ使む。是より種落は離散し、互いに相い侵伐し、強者は遠く遁れ、弱者は服を請い、邊陲は遂に安し。

■ **[張掖の将来の符瑞]** **張掖**の柳谷(甘肅省甘涼道山丹県、現・張掖市山丹県)口の水は溢れ湧き、寶石は圖を負い、狀は靈龜の象となり、川西に立ち、石馬七つ及び鳳皇、麒麟、白虎、犧牛、璜玦、八卦、列宿、孛彗之象有り、又た文有りて曰く、

「大討曹」。

詔書して天下に班ち、以て嘉瑞と為す。任の**令於綽**は連繼(詔書と班ち下す石圖を連携する)して以て巨鹿の**張翥**に問う、**翥**は密かに**綽**に謂って曰く、

「夫れ神は以て來(将来)を知り、已往を追わず、祥兆は先ず見われて、而る後に廢興は之に従う。(4-311p) 今漢は已に久しく亡び、魏は已に之を得、何ぞ追いて祥兆を興こす所を乎！此の石は、當今之變異に而して將來之符瑞也。」

■ **帝**は人をして馬を以て珠璣(丸・角の様々な美玉)、悲翠、玳瑁(海亀の一種)に呉に易え使め、**吳主**は曰く、

「此れ皆な孤の用いざる所なり、而して以て馬を得る可くんば、孤は何ぞ焉を愛まん。」
皆（続は盡）な以て之に與う。

烈祖明皇帝中之下青龍四年（丙辰，236年）

吳春，吳人は大錢を鑄る（孫権の嘉禾五年に鑄る、文に大泉五百といい、径一寸三分、重さ十二銖），一は五百に当たる。

吳三月，吳の張昭は卒す，年は八十一。昭は容貌は矜嚴にして，威風有り，吳主以下，邦を擧げて之を憚る。

蜀夏，四月（元嘉曆では四月に閏月あり），漢主は湔（蜀郡に属す、漢の湔氏道、四川省西川道松潘県、現・アバ・チベット族チャン族自治州松潘県）に至り，觀阪に登り，汶水（四川道松潘県を流れる川、岷江）之流れを觀る，旬日に而して還る。

蜀武都の氏王の符健は漢に降を請う。其の弟は從わず，四百戸を將いて來降す。

五月，乙卯（51-38+1=14日），樂平の定侯の董昭は卒す。

冬，十月，己卯（15-6+1=10日），帝は洛陽宮に還る。

高堂隆の上疏を盧毓は弁護 甲申（20-6+1=15日），星有り大辰（星座の名）に孛す，又た東方に勃す。

高堂隆は上疏して曰く、

「凡そ帝王は都を徙し邑を立てるや、皆な先ず天地、社稷之位を定め、敬恭し以て之を奉じる。將に宮室を營まなんとして、則ち宗廟を先と為し、廡庫を次と為し、居室を後と為す。今園丘（天を祭る場所）、方澤（地を祀る場所）、南北郊（天を祭るに冬至は南郊、夏至は北郊）、明堂、社（国の神）稷（穀物の神）は神位未だ定まらず、宗廟之制も又た未だ禮の如くならず、而るに居室を崇飾し、士民は業を失い、外人は鹹な云う、『宮人之用は軍國之費と略ぼ齊し』と、民は命に堪えず、皆な怨怒有り。《書》（尚書皐陶謨の言、天は民に因りて福を下し、民の歸する所のものは天はこれを命じる、天が人君の行を視聽するは民の視聽に従う。天の明かにして畏るべき好惡賞罰は、民の好惡賞罰に従う。民の好惡賞罰とは悦服と離畔をいう）に曰く、『天の聰明は我が民の聰明により、天の明畏は我が民の明威による』天之賞罰は、民の言に隨い、民の心に順うを言う也。夫れ采椽（山より取るままの垂木）、卑宮（粗末な宮室）は、唐、虞、大禹之皇風を垂れる所以也。玉台、瓊室は、夏癸（夏の桀王）、商辛（殷の紂王）之昊天を犯す所以也。今宮室は過ぎて盛んなり、天彗は章灼たり、斯れ乃ち慈父の懇切之訓えなり。當に孝子の祗聳（慎み懼れること）之禮を崇び、宜しくゆるがせにする有りて、以て天の怒りを重くすべからず。」

隆は數々切諫し、帝は頗る悦ばず。侍中の盧毓は進みて曰く、

「臣は聞く君明かなれば則ち臣は直なりと、古之聖王は惟だ其の過ちを聞かざらんを恐れる、此れ乃ち臣等が隆に及ばざる所以也。」

帝は乃ち解く。毓は、植之子也。

陳群の諫言と名臣奏議 十二月，癸巳（29-5+1=25日），潁陰の靖侯の陳群は卒す。群は前後數々得失を陳じ、封事を上る毎に、輒ち其の草（草稿）を削り、時の人及び其の子弟は能く知る莫き也。（4-312p）論者は或は群を譏り、

「位に居りて拱默（手を拱きて黙して一言無し）す」

と。正始中、詔して群臣の上書を撰び、以て《名臣奏議》と為す、朝士は乃ち群の諫事を見、皆な歎息す焉。

■ 〔陳群は忠臣か否か〕 袁子は論じて曰く、或るひと云わく、

「少府の楊阜は豈に忠臣に非ず哉！人主之非を見れば則ち勃然として之に觸れ、人と言えは未だ嘗て道わすんばあらず。」

答えて曰く、

「夫れ仁者は人を愛す、之を君に施せば之を忠と謂い、親に施せば之を孝と謂う。今人臣と為りて、人主が道を失うを見、直（続は力）ちに其の非を^{そし}詆り而して其の惡を播揚す、直士と謂う可く、未だ忠臣と為すさざる也。故に司空の陳群は則ち然らず、談論して終日なり、未だ嘗て人主之非を言わず。書數十たび^{たてまつ}上れども、外人は知らず。君子は謂わく群は是に於いて乎長者なり矣。」

■ 乙未（31-5+1=27日）、帝は行きて許昌に如く。

■ 〔司馬懿推薦の王昶〕 公卿に詔して才德兼備なる者各々一人を挙げしむ、司馬懿は兗州刺史の太原の王昶を以て選に應ず。昶の人と為りは謹厚にして、其の兄の子を名づけて默と曰い、沈と曰い、其の子を名づけて渾と曰い、深と曰い、書を為りて之を戒めて曰く、

「吾が四者を以て名と為すは、汝曹をして名を顧みて義を思い、敢えて違越せざら使めんと欲す也。夫れ物は速かに成れば則ち疾く亡び、晚く就れば而して善く終わる、朝に華なる之草は、夕には而して零落し、松柏之茂るは、隆寒（嚴寒）にも衰えず、是くを以て君子は闕黨（論語の憲問篇に闕黨の童子は命を將う。或人これを聞いて曰く、益する者かと。孔子曰く、吾其の位に居るを見るなり、其の先生と並び行くを見るなり、益を求むる者に非ざるなり。速やかに成らんことを欲する者なりと）を戒める也。夫れ能く屈して以て伸べるを為し、譲りて以て得るを為し、弱くして以て強きを為せば、遂げざること鮮^{すくな}し矣。夫れ毀譽者、愛惡之原に而して禍福之機也。孔子は曰く、『吾之人に於けるや、誰をか毀り誰をか譽めるや。』（論語衛靈公篇）聖人之德を以てすら猶ほ尚ほ此くの如し、況んや庸庸之徒に而して輕々しく毀譽する哉！人或いは己を毀れば、當に退きて而して之を身に求むべし。若し己に毀らる可き之行い有れば、則ち彼の言は當れり矣。若し己に毀らる可き之行い無ければ、則ち彼の言は妄なり矣。當に則ち彼に怨み無し、妄なれば則ち見に害無し、又た何ぞ反って報いんや焉！諺に曰く、『寒を救うには裘を重ねるに如くは莫し、謗を止めるには自ら修めるに如くは莫し。』斯の言は信^{まこと}なり矣！」

烈祖明皇帝中之下景初元年（丁巳，237年）

■ 〔景初曆では一月ずれる〕 春，正月，壬辰（34-28+1=7日）、山茌縣（泰山郡に属す、山東省東臨道茌平県、聊城市茌平区）は言わく、

「黃龍見わる。」

と、高堂隆は以為く、(4-313p)

「魏は土德を得、故に其の瑞の黃龍見わる、宜しく正朔を改め、服色を易え、以て其の政を神明し、民の耳目を變えるべし。」

帝は其の議に従う。三月，下詔して改元し、是の月を以て孟夏四月（ここで曆が一月ずれる事に注意）と為し、服色は黄を尚び、犧牲は白（殷が金德なるを以てす）を用い、地正（殷は地正と為し、建丑十二月を以て歳首と為す、之に従う）に従う也。更めて《太和曆》を名づけて《景初曆》と曰う。

■ 五月，己巳（実は四月 5-3+1=3日）、帝は洛陽に還る。

■ 己丑（四月 25-3+1=23日）、大赦す。

■**六月**，戊申（五月 44-33+1= 1 2 日），京都地震す。

■己亥（暦逆行?、35-33+1= 3 日），尚書令の**陳矯**を以て司徒と為し，左僕射の**衛臻**を司空と為す。

■有司は奏して**武皇帝**を以て魏の**太祖**と為し，**文皇帝**を魏の**高祖**と為し，**帝**は魏の**烈祖**と為る。三祖之廟は，萬世毀さざらしむ。

■**孫盛**（302 年-373 年）は論じて曰く、

「夫れ諡は以て行いを表し，廟は以て容^{かたち}を存す。未だ當年に而も逆^{あらかじ}め祖宗を制し，未だ終わらず而も豫め自ら尊顯する有らず。魏之群司（百官）は是に於いて乎正を失う矣。」

■**秋**，**七月**，丁卯（6 月、3-2+1= 2 日），東郷の貞侯の**陳矯**は卒す。

【**毋丘儉は公孫淵の自立を許す**】

■▲【**毋丘儉は公孫淵討伐失敗、淵自立**】公孫淵は數々國中の賓客に對して惡言を出だし，**帝**は之を討たんと欲し，荊州刺史の河東の**毋丘儉**を以て幽州刺史と為す。**儉**は上疏して曰く、

「陛下の即位已來，未だ書す可き有らず。吳、蜀は險を恃み，未だ卒には平らぐ可からず，聊^{いささ}か此の方の無用之士を以て遼東を克定す可し。」

光祿大夫の**衛臻**は曰く、

「**儉**の陳ずる所は皆な戰國の細術にして，**王者**之事に非ざる也。吳は頻る歳ごとに兵を稱（挙げる）し，邊境を寇亂し，而も猶ほ甲を按じ士を養い，未だ討を致すを果たさざる者は，誠に百姓の疲勞するを以ての故也。**淵**は海表に生長し，相い承けること三世（公孫度、公孫康、公孫淵）なり，外は戎夷を撫し，内に戰射を修め，而るに**儉**は偏軍を以て長驅し，朝に至り夕べに卷かんと欲す，其の妄なるを知る矣。」

帝は聽かず，**儉**をして諸軍及び鮮卑、烏桓を率いて遼東の南界に屯せ使め，璽書して**淵**を征す。**淵**は前（統は遂）に兵を發して反し，**儉**を遼隧（遼東郡の県、奉天省遼瀋道海城縣、遼河畔、現・鞍山市海城市）に逆える。會々天は雨して十餘日，遼水は大いに漲り，**儉**は與に戦い利あらず，軍を引いて右北平に還る。**淵**は因りて自立して**燕王**と為り，改元して紹漢とし，百官を置き，遣使して鮮卑に單于璽を假し，邊民を封拜し，鮮卑を誘い呼びて以て北方を侵擾す。

■**蜀**漢の**張后**は殂す。

■**九月**，冀（趙・鉅鹿・安平・平原・樂陵・渤海・河間・博陵・清河・中山・常山）、兗、徐（彭城・下邳・東海・琅邪・廣陵・臨淮）、豫（潁川・汝南・汝陰・梁・沛・譙・魯・戈陽。安豐）は大水す。

■【**毛后の焼き餅に死を賜う**】西平の**郭夫人**は**帝**に寵有り，**毛后**への愛は弛む。**帝**は後園（洛陽の北隅にある）に遊び，曲宴（禁中の私宴）して樂を極める。（4-314p）**郭夫人**は**皇后**を延かんと請い，**帝**は弗さず，因りて左右に禁じて宣（秘密の暴露）べるを得ざら使む。**后**は之を知り，明くる日，**帝**に謂って曰く、

「昨日北園に游宴するは，楽しき乎？」

帝は左右が之を洩すを以て，殺す所は十餘人。庚辰（八月、16-1+1= 1 6 日），**后**に死を賜い，然れども猶ほ諡を加えて**悼**（諡法に、中年にして早く夭するを悼といい、行い肆にして禮無きを悼という）と曰う。癸丑（49-1+1=49 日?），愍陵に葬す。其の弟の**曾**を遷して散騎常侍と為す。

■【**洛陽に円丘を営む**】**冬**，**十月**，**帝**は**高堂隆**之議を用い，洛陽の南の委傑山を營みて圓丘と為し，詔して曰く、

「昔漢氏之初め、秦が學を滅ぼす之後を承けて、殘缺を采摭し、以て郊祀を備え、四百餘年、廢して禘（天子は昊天を圓丘に祭るをいう）の禮無し。曹氏の世系は有虞より出ず、今皇皇たる帝天を圓丘に祀り、始祖の虞舜を以て配すべし。皇皇たる后地を方丘に祭り、舜の妃（堯の娘なり）の伊氏を以て配すべし。皇天之神を南郊に祀り、武帝を以て配すべし。皇地之祇を北郊に祭り、武宣皇后を以て配すべし。」

■呉 〔呂習の呉への内応失敗〕 廬江の主簿の呂習は密かに人をして呉に兵を請わしめ、開門して内應を為さんと欲す。呉主は衛將軍の全琮をして前將軍の朱桓等を督して之に赴かしめ、既に至るも、事露われ、呉の軍は還る。

呉 〔諸葛恪は丹陽より山越を討伐〕 諸葛恪は丹陽に至り、書を四部（四郡に作るべし、呉郡・會稽・新都・鄱陽、皆丹陽に隣接し、山越が阻に依りて出沒す）の屬城の長吏に移し、各々をして其の疆界を保たしめ、明らかに部伍を立てる。其の化に従う平民は、悉く屯居せしむ。乃ち諸將を内（納）れ、兵を幽阻（の地）に羅ね、但だ籬籬を繕い、與に鋒を交えず、其の穀稼の將に熟せんとするを俟（続による、候×）ち、輒ち兵を縦ちて芟刈し、遺種無からしむ。舊穀は既に盡き、新穀は收めず、平民は屯居し、略ぼ入る所無し。是に於いて山民は饑窮し、漸く出でて降首（降伏自首）す。恪は乃ち復た下に敕して（教令を出して其の下に約勅す）曰く、

「山民は惡を去りて化に従えば、皆な當に撫慰し、徙して外縣に出すべし、嫌疑し、拘執する所有るを得ず！」

臼陽（丹陽郡にある県、不明）の長胡伉は降民の周遺を得、遺は舊惡の民なり、困迫して暫く出で（続は欠如）、伉は縛送して府に言す。恪は伉が教令に違ふを以て、遂に斬りて以て徇う。民は伉が人を執るに坐して戮せれるを聞き、官は惟だ之を出さんと欲する而して已むを知り、是に於いて老幼は相い攜えて而して出づ、歲期人數（前卷青龍二年にあり）は、皆な本規（当初の計画）の如し。恪は自ら萬人を領し、餘は諸將に分給す。呉主は其の功を嘉し、恪を拜して威北將軍とし、都郷侯に封じ、徙して廬江の皖口（皖水の溢れて江に入る所、安徽省安慶道懷寧県の西 15 里、現・安慶市懷寧県）に屯せしむ。

【皇帝の奢侈への諫言相次ぐ】

■ 〔銅大鑄造を批判の董尋は許す〕 是の歲、長安の鐘虡（鐘を掛ける柱）、橐佗（ラクダ）、銅人、承露盤（銅製の盤）を洛陽に徙す。盤は折れ、聲は數十里に聞こえる。銅人は重く、致す可からず、霸城（漢の京兆の霸陵県の古城、陝西省關中道長安県の東、現・西安市長安区）に留める。大いに銅を發して銅人二を鑄る、號して翁仲と曰い、司馬門外に列坐す。（4-315p）又た黃龍、鳳皇各一を鑄る、龍は高さ四丈、鳳は高さ三丈（続による、太×）餘り、内殿の前に置く。土山を芳林園の西北陬（隅）に起こし、公卿群僚をして皆な土を負い、松、竹、雜木、善草を其の上に樹え、山禽雜獸を捕えて其の中に致（続は置）らしむ。司徒軍議掾（魏の置く官）の董尋は上疏して諫めて曰く、

「臣は聞く古之直士は、言を國に盡くし、死亡するを避けず、故に周昌は高祖を桀、紂に比し、劉輔（31卷漢成帝永始元年にあり）は趙后を人婢に譬える。天生（天性）忠直にして、白刃沸湯あると雖も、往きて而して顧みざる者は、誠に時主の為に天下を愛惜する也。建安以來、野戰死亡し、或は門殫き戸盡き、存する者有ると雖も、遺孤老弱なり。若し今宮室狹小にして、當に之を廣大するすら、猶ほ宜しく時に隨い、農務を妨げざるべし、況んや乃ち無益之物を作るをや！黃龍、鳳皇、九龍、承露盤は、此れ皆な聖明之興さざる所也、其の功は殿捨に三倍す。陛下は既に群臣を尊び、顯わすに冠冕を以てし、被るに文繡を以てし、載せるに華輿を以てするは、小人に異にする所以なり。而るに方（四角の穴）を穿ち土を擧げしめ、面目は

垢黒に、體を沾し足を塗り（続は欠如）、衣冠は了鳥（衣冠推蔽せる貌）として、國之光を毀し以て無益を崇ぶ、甚だ謂うに非ざる也。孔子は曰く、『君は臣を使うに禮を以てし、臣は君に事えるに忠を以てす。』（論語八佾篇、孔子は魯の定公に答える言）忠無く禮無ければ、國は何を以て立たん！臣は言出ずれば必ず死するを知る、而れども臣は自ら牛之一毛に比し、生きるとも既に益無く、死するとも亦た何の損あるや！筆を乗りて流涕し、心は世と辭す。臣に八子有り、臣死する之後、**陛下**を累わさん矣！」

將に奏せんとし、沐浴し以て命を待つ。帝は曰く、

「**董尋**は死を畏れず邪！」

主者は奏す、

「**尋**を收めん」

と、詔有りて問う勿からしむ。

■ 〔高堂隆は帝を懼れさせたか〕 高堂隆は上疏して曰く、

「今之小人は、好みて秦、漢之奢靡を説き以て聖心を蕩す。亡國の不度之器（法度に合わざる器、長安の鐘虡・橐佗・銅人・承露盤）を求め取り、勞役費は損し以て徳政を傷つく。禮樂之和を興し、神明之休を保つ所以に非ざる也。」

帝は聴かず。隆は又た上書して曰く、

「昔洪水は滔天すること二十二載（鯀が九歳にして續用成らざると、禹が兗州を治めること十有三歳を合わせる）、**堯、舜**の君臣は南面し而して已む。今時の若き之急（天の時に順うって為すべき急務）は無し、而も公卿大夫をして並びに廝徒と共に事役を供せ使む、之を四夷に聞かせるは、嘉聲に非ざる也、之を竹帛に垂れるは、令名に非ざる也。今吳、蜀の二賊は、^{ただ}徒に白地（大沙漠で草木無く白沙多き地、夷狄）、小虜、聚邑之寇（密かに発して集落郷邑に屯據する盜賊）に非ず、乃ち僭號して**帝**と稱し、中國と衡を爭わんと欲す。今若し人有り來たりて告ぐ、『**權**（孫權）、**禪**（劉禪）は並びて徳政を修め、租賦を輕省し、動くに耆賢（老人・賢人）^{はか}に咨り、事は禮度に遵う』。**陛下**之を聞けば、豈に惕然として其の此くの如きを惡み、卒に討滅し難きと以て為し而して國の憂いと為さざらん乎！若し告げる者をして、『彼の二賊は並びて無道を為し、崇侈なること度無く、(4-316p) 其の士民を役し、其の賦斂を重ね、下は命に堪えず、吁嗟すること日々に甚だし、』と曰わ使む、**陛下**は之を聞き、豈に彼が疲敝するを幸いにして而して之を取ること難からずとせざらん乎！苟くも此くの如きならば、則ち心を易え而して度る可し、事義之數も亦た遠からず矣！亡國這主は自ら亡びざると謂い、然る後に亡ぶるに至る。賢聖之君は自ら亡ぶと謂い、然る後に亡びざるに至る。今天下は彫敝（刻み衰える）し、民は儋（二石、少量の意味）石之儲無く、國は終年（一年）之蓄え無く、外に強敵有り、六軍は邊に暴^{きら}され、内に土功を興し、州郡は騷動す、若し寇警有れば、則ち臣は懼れるに版築之士は命を虜庭に投ずる能わざるを矣。又た、將吏の奉祿は、稍く折減せられ、之を昔に方^{くら}ぶれば、五分にして一に居り、諸々の休を受ける者は又た稟賜（稟給賜與）を絶ち、應に輸さざる者は今皆な半ばを出す、此れ官に入り舊よりも兼多にして、其の出で與える所は昔より參少為り。而して度支（國家の會計・収支係）の經用は、更に毎に足らず、牛肉の小賦（工徒に与える物、度支の經用が足らず牛肉を供する）、前後相い繼ぐ。反り而して之を推せば、凡そ此の諸費は（皆當繕費）、必ず在る所有り。且つ夫れ祿賜穀帛は、**人主**の以て吏民を惠養し而して之が司命と為る所の者也、若し今廢する有れば、是れ其の命を奪うなり矣。既に之を得て而して又た之を失えば、此れ怨みを生じる之府也。」

帝は之を覽、中書監（奏事を司る）に謂い、令して曰く

「**隆**の此の奏を觀、**朕**をして懼れ使む哉！」

■尚書の衛覬は上疏して曰く、

「今議者は多く悦ばずを好む耳。其の政治を言うは、則ち陛下を堯、舜に比す。其の征伐を言うに、則ち二虜を狸鼠に比す。臣は以為うに然らず。四海之内は、分かれ而して三と為り、群士は力を陳べて、各々其の主の為にす、是れ六國を分治すると以て異なると為す無き也。當に今千里に煙無く、遺民は困苦す。陛下は善く留意せざれば、將に遂に凋敝し、復た振う可くに難し。武皇帝之時、後宮の食は一肉に過ぎず、衣は錦繡を用いず、茵蓐（しとね。敷物）は縁飾せず、器物は丹漆する無く、用て能く天下を平定し、福を子孫に遺す、此れ皆な陛下之覽る所也。當今之務めは、宜しく君臣上下、府庫を計校し、入るを量りて出づるを為し、猶ほ恐らくは及ばず。而るに工役は輟まず、侈靡は日々に崇く、帑藏は日々に竭く。昔漢武は神仙之道を信じ、當に雲表之露を得て以て玉屑を餐すべしと謂う、故に仙掌を立て以て高露を承ける、陛下は能明（（続は通明））にして、毎に非笑する所なり。漢武は露を求める有り而るに猶ほ尚ほ非とせらる、陛下は露に求める無く而して空しく之を設ける、好に益あらず而して功夫を糜費す、誠に皆な聖慮の宜しく裁製すべき所也。」

■ 「姿首を掖庭に入れるを非難の張茂」 時に詔有りて士女を錄奪（（収録略奪））し前に已に嫁し吏民の妻と成る者を、還して以て士に配し、生口を以て自ら贖うを聽し、又た其の姿首（容姿良く髪美なる者）有る者を簡選し之を掖庭（後宮）に内（（続は入））れる。太子の舍人の沛國の張茂は、（4-317p）上書して諫めて曰く、

「陛下は、天之子也、百姓吏民も、亦た陛下の子也、今彼を奪いて以て此に與えるは、亦た以て兄之妻（（続による、髪×））を奪いて弟に妻あわすと異なる無き也、父母之恩に於いて偏なり矣、又た、詔書に生口の年紀、顔色の妻と相い當る者を以て自ら代えるを得しむを聽す、故に富者は則ち家を傾けて産を盡くし、貧者は舉假貸賞（（金品を借りる））し、貴く生口を買い以て其の妻を贖う。縣官は士に配するを以て名と為し而して實は之を掖庭に内れる、其の醜惡なるを乃ち出して士に與える。婦を得る者は未だ必ずしも喜ばず而して妻を失う者は必ず憂有らん、或は窮し或は愁え、皆な志を得ず。夫れ君は天下を有ち而も萬姓之歡心を得ざる者は、危殆ならざる鮮し。且つ軍師は外に在ること數十萬人、一日之費は徒に千金のみに非ず、天下之曲（（続は賦））を擧げて以て此の役に奉ずとも、猶ほ將に給せず、況んや復た宮庭の非員（（員數外））無録（（宮中名簿に無い者））之女、椒房の母后之家有り、賞賜は横しまに與え、内外は交々引き、其の費は軍に半ばす。昔漢の武帝は地を掘りて海と為し（（昆明池））、土を封じて山と為し、（さいわ）頼いに是の時天下は一と為り、敢えて與に爭う者莫き耳。衰亂より以來、四五十載、馬は鞍を捨てず、士は甲を釋かず、強寇は疆（（さかい））に在り、魏室を危くせんと圖る。陛下は戰戰業業として、節約を崇ぶを念わず、而して乃ち奢靡は是れ務め、中尚方（（官當工房））は玩弄之物を作り、後園には承露之盤を建て、斯れ誠に耳目之觀を快くし、然れども亦た以て寇讎之心を驕せるに足る矣！惜しい乎、堯、舜之節儉を捨て而して漢の武帝之侈事を為す、臣は竊に陛下の為に取らざる也。」

帝は聽かず。

■ 「天下は獨り陛下の天下に非ず」 高堂隆は疾篤く、口佔（（口伝え、自筆出来ず））して上疏して曰く、

「曾子（（論語泰伯篇にあり））に言有りて曰く、『人之將に死せんとするや、其の言う也善し。』と。臣は疾に寝ね増す有れども損無し、常に恐らくは奄忽として、忠款（（忠誠））昭かならず、臣之丹誠は、願わくは陛下は少しく省覽（（審閱、觀覽））を垂れるべし！臣は三代之天下を有つを觀、聖賢は相い承け、數百載を歴て、尺土は其の有に非ざるは莫非く、一民も其の臣に非ざるは莫し。然るに癸辛（（桀紂））之徒は、心を縦にして欲

を極め、皇天は震怒し、宗國は墟と為り、紂は白旗に梟せられ（武王は紂の首を斬り太白の旗に懸ける）、桀は鳴條に放たれ（商の湯は桀を鳴條に放ち遂に南巢に放つ）、天子之尊は、湯、武之を有つ。豈に伊は異人なるや？皆な明王之胄（後裔）也。黃初（元年にあり）之際、天は其の戒めを兆し、異類之鳥は、燕の巢に育長し口爪胸は赤く、此れ魏室之大異也。宜しく鷹揚之臣（司馬懿のことか）を蕭牆之内に防ぐべし。諸王を選びて、君國に君とし兵を典り、往往にして棋峙（盤上の碁石が黒白相対するように、英雄などが割拠して相対す）し、皇畿を鎮撫し、帝室を翼亮せ使む可し。（4-318p）夫れ皇天は親無く、惟だ德は是れ輔ける。民は德政を詠ずれば、則ち期を延べ過歴を過ぐす。下は怨歎する有れば、則ち録（皇天の圓録、天命）を輟め能に授ける。此に由りて之を観れば、天下は乃ち天下之天下にして、獨り陛下之天下に非ざる也！」

帝は手ずから詔して深く之を慰勞す。未だ幾くもなくして而して卒す。

■陳壽は評して曰く、

「高堂隆は學業修明にして、志は君を匡すに存す、變に因りて戒めを陳べることは、懇誠より發す、忠なる矣哉！必ず正朔を改め、俾魏をして虞を祖とせしむるに至るに及びては、所謂意は其の通に過ぎる者歟（意料の説を執ること甚だ堅く、返ってその通習する所に過ぎる）！」

■「都官考課法制定で人材評価」帝は深く浮華（うわべは華やかで、実質の乏しい）之士を疾み、吏部尚書の盧毓に詔して曰く、

「選舉は名有るを取る莫かれ、名は地に畫きて餅を作るが如きなり、啖う可からざる也。」

毓は對えて曰く、

「名は以て異人を致すに足らず而して以て常士を得る可し。常士は教を畏れ善を慕い、然る後に名有り、當に疾むべき所に非ざる也。愚臣は既に以て異人を識るに足らず、又た主者は正に名に循い常を案ずるを以て職と為し、但だ當に以て其の後を驗ずる有るべき耳。古者（唐虞の治）敷き奏するに言を以てし、明かに試みるに功を以てす。今考績之法は廢れ、而して毀譽を以て相い進退す、故に真偽は渾雜し、虚實は相い蒙す。」

帝は其の言を納れ。散騎常侍の劉邵に詔して考課の法を作らしむ。邵は《都官考課法》七十二條を作り、又た《說略》（概略書）一篇を作り、詔して百官に下して議せしむ。

■「考課だけでは枝葉末節」司隸校尉の崔林は曰く、

「案ずるに《周官》の考課（周禮にあり、周の冢宰は百官を総べ歳終に百官府をして各々その治を正し、その會を受けてその事を致すを聴かしめ、王に詔げて廢置す。三歳にして群吏の治を大計してこれを誅賞す。）は、其の文は備わる矣。康王より以下、遂に以て陵夷（丘陵が次第に低く平らになる）す、此れ即ち考課之法は其の人に存すれば也。漢之季に及び、其の失は豈に佐吏之職の密にならざるに在らん哉！方に今軍旅は或は猥りに（積み）或は卒にして、増減は常無く、固に一にし難し矣。且つ萬目張らざれば（綱を以て譬えとする）、其の綱を擧げ、衆毛整わざれば（裘を以て譬えとする）、其の領を振い、皋陶は虞（舜）に仕え、伊尹は殷に臣として、不仁なる者は遠ざかる。若し大臣が能く其の職に任じ、是の百辟に式せば（辟は君、法度を百君に施す。詩の大雅烝民に曰く、王は仲山甫に命じ、是の百辟に式すと）、則ち孰か敢えて肅しまざらん、烏んぞ考課に在らん哉！」

黃門侍郎の杜恕は曰く、

「明かに試みるに功を以てし、三考（統は三歳）に黜陟（統は考績）するは、誠に帝王之盛制也。然るに六代（唐・虞・夏・殷・周・漢）を歴て而して考績之法は著われず、七聖（堯・舜・禹・湯・文・武・周公）を關して而して課試之文は垂れず、臣は誠に以為えらく其の法は粗ぼ依る可く、其の詳は備に擧げ難き故也。語りて曰

く、『世に亂人（世を治める人）有り而して亂法（世を治める法）無し』、若し法をして専ら任ず可から使めば、則ち唐、虞は稷、契之佐を須たざる可く、殷、周は伊、呂之輔けを貴ぶ無からん矣。（法だけでは治めきれない、人が必要）（4-319p）今考功を奏する者は、周、漢之雲為（魏志杜恕傳には法為）を陳べ、京房（漢の京房に功を考し吏を課する法有り）之本旨を綴り、考課之要を明らかにすと謂う可し矣。（然れども）於に以て揖讓之風を崇び、濟濟之治を興すには、臣は以為うに未だ善を盡くさざる也。其の州郡をして士を考するに、必ず四科（漢の左雄の上る所、黄瓊の増す所の者。52 卷順帝漢安二年にあり。孝廉・茂材・孝悌・能く政に順う）に由ら使めんと欲し、皆な事效有り、然る後に察舉し、試みて公府に辟し、民に親（続による、新×）しむ長吏と為し、轉じて功次を以て郡守に補する者は、或は就きて秩を増し爵を賜い、此れ最も考課之急務也。臣は以為えらく便ち當に其の身を顯わし、其の言を用い、具に州郡に課する之法を為ら使め、法は具に施行し、必ず信ずる之賞を立て、必ず行う之罰を施すべし。公卿及び内職大臣（朝廷に在る大臣）に至るまで、亦た當に俱に其の職を以て之を考課すべし。古之三公は、坐し而して道を論ず（周官考工記に曰く、坐して道を論ずる、これを三公という）。内職大臣は、言を納れて闕を補い、善として紀せざるは無く、過ちとして舉げざる無し。且つ天下は至って大いに、萬機は至って衆く、誠に一明の能く遍く照らす所に非ず。故に君を元首と為し、臣を股肱と作すは、其の一體にして相い須ちて而して成るを明らかにする也。是を以て古人は稱す、廊廟之材は、一木之枝に非ず（元々慎子に出で、班固は引用）、帝王之業は、一士之略に非ず。是に由りて之を言え、焉んぞ大臣の職を守り課を辦じて、以て雍熙（天下太平）を致す可き者有らん哉！誠に（大臣をして）身を容れ位を保ち、放退される之辜無く、而して節を盡くして公に在り、疑われる之勢いを抱き、公義は修まらず而して私議は俗（続による、欲×）を成さ使めば、仲尼は課を為すと雖も、猶ほ一才を盡くす能わず、又た況んや世俗之人に於いてを乎！」

司空掾の北地の傅巖は曰く、

「夫れ官を建てて職に均しくし、民物を清理するは、本を立てる所以也。名に循いて實を考（続は責）し、成規を糾勵するは、末を治める所以也。本綱は未だ舉がらず而して末程（末節）を造制し、國略は崇からず而して考課を是れ先にするは、懼らくは以て賢愚之分を料り、幽明之理を精しくするに足りざらん也。」議すこと之久しく決まらず、事は竟に行われず。

■ [統治の要] 臣光曰く、

「治を為す之要は、人を用いるより先は莫し、而して人を知る之道は、聖賢も難き所也。是の故に之を毀譽に求めるば、則ち愛憎は競進し而して善惡は渾殺す。之を功狀に考えれば、則ち巧詐は横しまに生じ而して真偽は相い冒す。之を要するに、其の本は至公至明に在り而して已む矣。人の上為る者は至公至明なり、則ち群下之の能否は焯然（明らかなる貌）として目中に形あり、復た逃す所無し矣。苟くも不公不明を為せば、則ち考課之法は、適々以て曲私欺罔之資と為すに足る也。何を以て是を言う？公明なる者は、心也。功狀なる者は、跡也。己之心を治める能わずして、而して以て人之跡を考えるは、亦た難からざる乎！人の上為る者は、誠に能く親疏貴賤を以て其の心を異にし、喜怒好惡をもって其の志を亂さざるは、經を治める之士を知らんと欲すれば、（4-320p）則ち其の記覽は博く洽き、講論の精通するを視て、斯に善く經を治めると為す矣。獄を治める之士を知らんと欲すれば、則ち其の情偽を曲盡し、冤抑する所無きを視、斯の善く獄を治むと為す矣。財を治める之士を知らんと欲すれば、則ち其の倉庫の盈産（続は盈實）し、百姓は富給するを視て、斯に善く財を治めると為す矣。兵を治める之士を知らんと欲すれば、則ち其の戰勝攻取し、敵人が畏服するを視、斯に善く兵を治めると為す矣。百官に至るまで、皆な然らずは莫し。人に

詢謀すと雖も人は而も是を決するは己に在り、跡に考求すると雖も而して是を察するは心に在り、其の實を研核し而して其の宜しきを斟酌するは、至精至微にして、口を以て述す可からず、書を以て傳える可からざる也、安んぞ豫め之が法を為りて而して悉く有司に委ねるを得ん哉！或者親貴なるは不能なりと雖も而して職に任じ、疏賤は賢才なりと雖も而して遺^{わす}れられる。喜ぶ所好む所の者は官を敗れて而も去らず、怒る所惡む所の者は功有り而るに録されず、人に詢謀すれば、則ち毀譽は相い半ばし而して決する能わず。(其の)跡を考求すれば、則ち文具^{そな}わり實は亡び而して察す能わず。復た之が善法を為り、其の條目の繁くし、其の簿書を謹しむと雖も、安んぞ能く其の真を得る哉！」

■「或は曰く、人君之治は、大なる者は天下なり、小なる者は一國なり、内外之官は千萬を以て數える、考察黜陟は、安んぞ有司に委ねず而して獨り其の事を任ずるを得ん哉？(答えて)曰く、其の然るを謂うに非ざる也。凡そ人の上為る者は、特に人君而して已にあらず。太守は一郡之上に居り、刺史は一州之上に居り、九卿は屬官之上に居り、三公は百執事之上に居り、皆な此の道を用い以て下に在る人を考察黜陟し、人君為る者は亦た此の道を用いて以て公卿、刺史(続は欠如)、太守を考察黜陟すれば、奚^{なん}の煩勞か之れ有らん哉！或は曰く、考績之法は、唐、虞の為る所、京房、劉邵は述べ而して之を修める耳、烏んぞ廢する可けん哉？(答えて)曰く、唐、虞之官は、其の位に居る也久しく、其の任を受ける也専らにして、其の法を立てる也寛く、其の成を責める也遠し。是の故に鯀^{こん}之水を治めるや(尚書の堯典に見える)、九載にして績用成らず、然る後に其の罪を治む(鯀を羽山に追放して死に至る)。禹之水を治めるや(尚書の禹貢にあり)、九州の同じき攸^{ところ}(続は所)、四隲は既に宅し、然る後に其の功を賞す。京房、劉邵之法の、其の米鹽之課を校し、其の旦夕之效を責めるが若きに非ざる也。事は固より名同じく而して實異なる者有り、察せざる可からざる也。考績は唐、虞に行う可く而して漢、魏に行う可からざるに非ず、京房、劉邵が其の本を得ず而して其の末に奔趨するに由る故也。」(鯀は大洪水に覆われ、鯀は、天帝の所蔵する、無限増殖する息壤という土を盗み出し洪水を治めようとした。怒った天帝は、祝融に命じて鯀を殺させた。また鯀は堯帝に治水を命じられ失敗し、羽山に追放されて死ぬとも。子の禹が治水を完成。堯帝が舜に天下を譲った時、鯀は不満で羽山で舜に殺されたとも。魚偏を伴い、誅殺されて羽淵に入り玄魚となったなど、水界と関係とも、コトバンク参照)

■【衛臻の選舉觀】初め、右僕射の衛臻は選舉を典り、中護軍の蔣濟は臻に書を遣りて曰く、「漢祖は亡虜(韓信)を遇して上將と為し、周武は漁父(呂望、太公望)を抜いて太師と為し、布衣廝養も、王公に登る可し、(4-321p)何の必ずしも文を守り、試みて而して後に用いるべし！」

臻は曰く、

「然らず。子は牧野を成、康に同じくし、斷蛇を文、景に喩えんと欲す(草創の規略は承平の時に用いられず)、經せざる(常ならず)之舉を好み、拔奇之津(渡し場、譬え)を開けば、將に天下をして馳騁し而して起こら使めんとす矣！」

盧毓は人を論じ及び選舉に、皆な性行を先にし而して後に才を言う、黃門郎の馮翊の李豐は嘗て以て毓に問う、毓は曰く、

「才は善を為す所以也、故に大才は大善を為す、小才は小善を為す。今之を才有りと稱し而して善を為す能わざれば、是の才は器に中たらざる也！」

豐は其の言に服す。

令和4年6月17日 翻訳開始 9983 文字

令和4年6月27日 翻訳終了 21765 文字